

平成 18 年 10 月 30 日

当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）の導入に関する補足説明

当社は、「当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）の導入について」を 10 月 30 日に開示致しました。今日現在、当社がこれら株式の不適切な大量取得買付の脅威に直面している事実はありませんが、当社の企業価値・株主様の共同の利益を害するような不適切な企業買収に対しては、正当な対応策を講ずることが、当社の企業価値・株主様の共同の利益を向上させるために必要不可欠であると判断しました。

今回、本件買収防衛策（以下「本プラン」）について、補足説明として、下記の通り Q & A の形でお答えさせていただきます。

なお、この本プランの導入については、平成 18 年 11 月 28 日開催予定の第 7 期定時株主総会において議案として審議する予定でございますので、株主の皆様方には、何卒、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

Q1. 本プランの目的は？

当社が、中期経営計画に沿った企業価値向上に集中的に取り組む、株主様の共同の利益を向上させるためには、不適切な企業買収に対して、相当かつ適切な対応策を講ずることが、必要と判断したためです。

不適切な企業買収とは、会社の資産の切り売りを目的とするものや、会社にとって必要不可欠な顧客・取引先・従業員などとの関係を破壊するもの、株主様・当社取締役会に買収後の経営計画等を提示せずに突然買収を開始するもの等を指します。

Q2. 本プランの概要はどのようなものか？

本プランの概要は、以下のとおりです。

平成 18 年 11 月 28 日開催予定の第 7 期定時株主総会において、本プランの導入を株主の皆様にご判断頂き、普通決議によりご承認賜りましたら、本プランが発効します（本プランが発効しましても、買収者が現れない限り、株主様に直

接具体的な影響を及ぼす事象は何も生じません。

本プランが発効しましたら、ただちに独立委員会を設置します。独立委員会は、社外監査役、その他当社と利害関係を有しない有識者（弁護士、公認会計士、不動産業務または投資業務に精通する者など）等、3名以上の委員を構成員とするもので、買収者が現れた際に、それが当社の企業価値・株主様の共同の利益を害するような不適切な買収か否かを判断する機関です。

当社株式の議決権割合の20%以上を買付けようとする買収者が現れた場合、当該買収者は、買付けの開始前に、買収後に当社をどのように経営するか等の経営計画や事業概要等を当社取締役会と独立委員会に提出していただきます。

独立委員会は、必要に応じ、当社取締役会に対しても、買収者の買収後経営計画等に対する代替案等を提出するよう求めることがあります。

独立委員会は、買収者、当社取締役会から情報を受領した後、これらを検討、精査し、株主の皆様が必要に応じてこれらの情報を開示します。

独立委員会は、買収者が本プランに定められた手続きを遵守しないとき、または当該買収が当社の企業価値・株主様の共同の利益を害するような不適切な買収であると判断したときなどには、原則として本プランの発動を当社取締役会に勧告します。また、このような事情がないときには、当社取締役会に対し、本プランの不発動を勧告します。

当社取締役会は、この独立委員会の勧告を受けて、本プランの発動または不発動を決定します。

本プランを発動する場合、取締役会が別途定めた日における株主名簿に記載された株主様に対し、当社株式1株あたり1個の新株予約権を割り当てます。

新株予約権の割当を受けた株主様（敵対的買収者以外）は、当社取締役会が定める期間内に行使金額（1円以上で株主様に特別のご負担にならない額とします）を払い込むことにより、新株予約権1個あたり1株の割当を受けることができます。

しかしながら、当社は の行使金額の払い込み期間の開始前に、 の新株予約権 1 個と当社株式 1 株を交換し、株主様に当社株式を割当てることができる。

または のいずれであっても、買収者の株式数は変化せず、買収者以外の株主様は、持株数が 2 倍になることとなりますので、買収者の持ち株数は 50%程度まで低下することとなりますが、買収者以外の株主様の株式の実質的な持分に変化が生じることはありません。

Q3. 本プランにおいて新株予約権が発行されることはあるのか？

将来、当社株式の 20%以上を取得しようとする買収者が現れた場合、独立委員会が不適切な買収行為と判断し、新株予約権の発行を勧告することによって、新株予約権が 1 株あたり 1 個、株主様に割り当てられる可能性があります。これによって該当株主様の持ち株に対して不利益な事象が生じることは理論上ありません。

Q4. 本プランが株価へ影響を与えることはないのか？

第一に、本プランは、平成 18 年 11 月 28 日開催予定の第 7 期定時株主総会において株主様のご承認があって発効しますが、本プランが発効しましても、即座に新株予約権の割当自体は行われませんので、本プランの導入が株主の皆様へ直接具体的な影響を生じさせることはありません。

第二に、買収者が登場した後、独立委員会がこの買収を不適切と判断して本プランが発効しますと、新株予約権が株主様に割り当てられます。この新株予約権をもって新株の割当があった場合、発行済み株式総数が 2 倍近くにまで増加しますので、株価は相応の変動を受けられると思いますが、当該買収者以外の株主様は、保有する当社株式数が 2 倍に増えますので、全体で考えた場合、当該買収者以外の株主様がお持ちの当社株式の価値に、影響はないものと考えております。

Q5. 本プランの有効期間はどの程度なのか？

本プランは、平成 18 年 11 月 28 日開催予定の第 7 期定時株主総会において、株主

様のご承認があって発効しますが、この有効期間は、原則として1年後の第8期定時株主総会終結のときまでとなります。そのため、来期以降について、本プランあるいは他の買収防衛策を継続して導入する場合は、あらためて株主様のご意思を確認することとなります。

Q6. 独立委員会の委員候補者はどのような人物か？

独立委員会の委員は、3名以上で、公平で、客観的な判断ができる当社社外監査役、または当社の取締役会から独立している有識者（弁護士、公認会計士、不動産業務または投資業務に精通する者など）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任することとしています。なお、独立委員会は、当社の企業価値・株主様の共同の利益を守るとの観点から、株主様の立場に立って、客観的に本プランの発動・不発動を検討するものです。

Q7. 本プランが取締役の自己保身に用いられてしまうことはないのか？

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるため、中期経営計画に基づき、事業の拡大・強化を図るべく、会社戦略を遂行しています。そして、中期経営計画を実現していくことにより、当社株主共同の利益を向上するためには、不適切な企業買収に対して、相当かつ適切な対応策を講ずることが必要であると判断しました。そのため、本プランは、取締役の自己保身に用いるためのものではありません。

また、本プランの発動につきましては、独立委員会が様々な資料や情報を審査し、客観的な判断基準をもとにして、株主様の立場に立って発動・不発動を慎重に検討のうえ、当社取締役会に勧告し、当社取締役会は、これを最大限尊重することになっています。そのため、自己の保身等を目的として、当社取締役会が本プランを利用することは、できない仕組みになっています。

以 上

別紙 1

【本プランの手続きの流れ】

